

平成21年2定厚生常任委員会

鈴木（ひ）委員

最初に、今日入ったニュースですけれども、厚労省が公共空間は全面禁煙という通知を、2009年度以降、各都道府県に防止策の実施などを通知するそうです。今日の2時過ぎくらいのニュースでございますが、もし、国の方の動きが出てきた場合は、県としてはどのように対応するのですか。

健康増進課長

今日、そういう受動喫煙に係る協議会が開かれたということは承知しております。中身については、まだ精査しておりませんので、即答できない状況でございます。

鈴木（ひ）委員

どちらにしても、神奈川県として独自でやるのがいいことなのかどうかという問題も含めて御検討いただきたいと思います。

早速、本題に入らせていただきますが、私も厚生常任委員会の委員となり、1年近くなりますが、この中で、私はどうしても、最初に指摘しておきたいことが二つあります。一つは、皆さん方がつかさどっている、また世論の方向性を、たばこが良い悪いというふうに持っていきませんかということ。もう一つは、私たちが実はここにいる、私も含めた議員は、実際の条例の足腰ということについて、しっかり討議をして、県民の皆様これを周知しなければならない。私がすごく心配しておりますのは、この空間でされている保健福祉部の所管とされている受動喫煙の問題は、知事と一緒に頭だけで、体の部分は商工労働とか、ほかの方たちは実はつかさどっているのではないのかと思って、実は心配しているんです。

と申しますのは、今日ここにいらっしゃる方の中でも、例えば、現場の旅館だとか、もちろんウイークリー知事訪問とか、ああいうのは別ですよ。現場に皆さん方が行かれて、現場がどうなっているのかというような対応をされたことは、何回くらいありますか。皆さんは文書を作っていますが、こうやって、その中で出てきた、旅館だとかいろいろと出てきています。この現場に実際に足を運んで、現場の方々の声を聞いたというのは、どれくらい聞いているんですか。

何でこんなことを言ったのかというと、この前、湯河原に行ったんです。そうしたら、本当に大変だと思いました。皆さんは行ってないでしょうが、千歳川の、あちら側が静岡、こちら側が神奈川です。そうすると、例えば、これは湯河原の観光会館ですが、観光会館のこちらが見える上は、もう静岡県なんです。そうすると、多分多くの方々が、たばこに、うんぬんかんぬんとなったときには、もうすぐさま、同じロケーションの中において選べるわけです。そして、旅館の方々が何とおっしゃったのかというと、「商工労働の方は3回来てくださいました。私たちの窮状を一

生懸命伝えておきました。保健福祉部は見たことはありませんよ。」と、この論議をずっとやっていて、ここで毎回、僕は言っている、毎定例会言っているが、これを徹底し、推進していくという状況下の中で、字面でやっていることはただで分かるんです。それを徹底させる、本気でやっているんですかという問題があって、果たして皆さん方がどれだけ現場に足を運んで、取材をしたのか。これをまずは聞いてみたいと思います。

健康増進課長

今、何回かという話に対してちょっとお答えできないような状況ではございますけれども、いろいろな人間が現場に行っておりますので、その集計はとれておりません。

私も2度ほど湯河原には参らせていただいて、お話を聞かせていただいております。

鈴木（ひ）委員

見えてないと言っていますよ。私が皆さん方に訴えたいのは、どう考えても、あなた方は、これからの質問に困るだろうということを、素朴な県民として私は質問します。その前に、この受動喫煙防止条例というのは何のためにつくるんですか。

健康増進課長

受動喫煙といいますか、副流煙の害が科学的に明らかになっているということがございます。そうしたものの健康への影響から、県民を守ることが本条例の目的でございます。

鈴木（ひ）委員

県民の健康を守ることが、ただ受動喫煙だけなのか。あなたも専門家だったら、あなた方がさっきから出している健康増進法という中を見ても、厚生労働省が分煙ということだけを一生懸命やれなんて、何も通知していない。僕はずっと頭が痛くなるくらい、あなたはさっきから健康、健康と言われる。健康というのは、もっとやることは一杯ある。調査票を頂きましたが、この条例のために、皆さん方は現在まで9,661万4,000円、約1億の金を使って、いまだに不十分な条例だと私は思っています。これをしながらも、県民の健康は、これをやったらどれだけ守られるのか。いっそのことメジャーメント出してみたら。例えば、がんをこれくらい少なくできます、これだけやれますとならなかつたら、1億円もかけた価値はないのか。

健康増進課長

一つの試算ではありますけれども、そもそも、たばこが原因で死亡される方というのは、約10万人いると推計されておりまして、その中で、受動喫煙によって死に至るといふ推計がありまして、それが1,000とも5,000ともという数字がございます。

鈴木（ひ）委員

これを施策として実行したら、例えば、神奈川県として、どれくらいがんが減るのかを私は聞いているんです。がん、また健康が、どのようになるのかということをお答えくださいと言っているんです。ここまで1億円もの税金を使ってきたんだから、それがなければおかしいではないか。毎回、私は言っているけれども、これに対する足腰なんていうのは、聞いても答えられないことが一杯あると思います。だから、逆に、そういう答えを出すんだったら、どれくらい神奈川県の県民の健康を良くすることができるんですか。だって、家庭も削られて、職場も削られて、外も削られているんです。ただ、飲食店とか、公共施設とかという中で、どれだけの影響があるのかということが分からない、こんな条例にお金をかけて、今日までやってきて、県民に説明できないではないですか。

健康増進課長

なかなか数字としてきちっと出すのは、難しい話だということはあるかもしれませんが、ただ明らかに受動喫煙によって、がんのリスクが高まるということは、もう明らかであります。ただそれだけではなくて、心筋こうそくが誘発されるだとか、脳血管障害が誘発されるだとか、直接的には乳幼児等が副流煙の中に含まれるアンモニア等で直接刺激を受けるということがございます。そういうことを総合的に健康への悪影響という形で考えております。

鈴木（ひ）委員

課長はお医者さんだからそうおっしゃるのかもしれないけれども、私はさっきから言っているように、一県民として分からないことを素直に聞いています。普通でしたら、これだけの9,000万円ものお金をかけて、これを逆に、がん対策か何かにかけていたら、もっと違うものになっていたかもしれない。

厚生労働省は、WHOの中でも、包括条項で、三つやりなさいよと言っています。よく御存じですよ、また包括条例といわれているようだけれども、一つは未成年の喫煙防止、二つ目には、今あなたがここで進めている分煙、三つ目には、禁煙希望者のサポートと書いてある。ところが、私は納得がいかない中で、よく松沢知事が、国がこの健康増進法を今日まで全然進めてこなかったとおっしゃる。では、神奈川県は何をしてきたのか。

僕が言ったのは、こんなことをしてきたなんて聞いているのではないんです。他の県よりも突出して、こういうことをやってきましたということは、例えば、今の三つの中で、今日までにこれだけ変えられたということは、何かありますか。

健康増進課長

神奈川県としても、がんへの挑戦・10か年戦略で、その中で先ほど委員も言われた青少年に対する防止、具体的には、すべての小学校6年生に対してパンフレットを配って啓発等をやっております。それは多分、神奈川県だけだと思います。

鈴木（ひ）委員

課長、県民に分かるような形で私は言っていたきたいんです。何なのかというと、コストがかかって、例えば、こういうことを一つ一つやっていたとして、今まで要するに、そこそこでやってきました。突如として、この条例になった途端に、どんと何かをこうやって罰則も入れたものが出て、過料も入れて、私は、本来だったら、あなた方は、さっきから言っているのではないですか、普及とおっしゃるけれども、普及というものの根本というのは、これは受動喫煙も含めたたばこの教育ではないですか。ということは、普及、普及とおっしゃるけれども、この条例に対する普及はあっても、同時にやらなくてはならないことは、受動喫煙のことなんでしょう。そうしたら、あなた方は今まで、たばこで、国がやってくれないものを、急にこの条例から始めたと言われてもおかしくないのではないかと。そうしたら、神奈川県だって同じだということではないですか。松沢知事が言っている、「健康増進法がやっていないから、神奈川県から何かルールをつくるんだ」、それもいいと思います。けれども、神奈川県だってやってきていない。それが、急に、この条例ということになった途端に、あれよあれよと、たばこの煙だ、どうのこうのとやるというのは、私はまだまだ失礼ですけども、現場の県民の方々は受動喫煙の中で、どんな罰則があり、そして例えば、半分が分煙になりというようなことは、あまり存じている方はいらっしゃらないと思います。

その中で、こういう普及啓発というようなこと、まずしなくてはならないことを飛び越えて、この条例というところに、今言った、三つ本来ならやりなさいというものだけ、受動喫煙というものの中で、どれだけ健康のレベルが上げられるか分からない。なおかつ、いや私は上がらないと言っていますよ。どれだけ上がるか分からない。なおかつ、県民の方々への普及はこれからですとなっているならば、これは、この条例一つ一つの中に、もっともっと入れなければならないものというのは一杯あるのではないかと、それを危ぐして言っているんですけども、いかがですか。

健康増進課長

もちろん、今回は公共的施設におけるということで、施設に限定して罰則を設けて実効性を高めていこうということですけども、条例全体としては、家庭や職場も含めて、普及啓発を行っていくような、そういう仕組みになっております。

鈴木（ひ）委員

だから、今までしていなかったものを突如として、この条例をやったからやるというのであるならば、さっきから言っているではないですか、健康増進法をしっかりと進めてこなかった国がいけないから神奈川県がやるのではなくて、同じスタートに立つのであるならば、この大命題というのは崩れませんか、私は言っているんです。「国がやらなかったから」ということについて。結局、神奈川県だって、今日までやってこなかったということではないですか。条例をやるから、このような形でと言われてもおかしくないのではないですか。今、この三つ、包括条例が出ていて、それを今になって、まだ各論に入っていないけれども、この条例の中で、私がさっきから言った、現場を歩いていないのではないですかということと、県民の中にそういう教育というようなものを入れてあるならば、この普及などは、私はもっと早かったと思います。いかがですか。

健康増進課長

地域の各保健福祉事務所では、かなりきめ細かく受動喫煙、たばこ対策というのを進めてきております。実際、私も津久井等で活動してきましたけれども、いろいろな機会に講演をさせていただいたり、いろいろな教育の場で講演をさせていただいたりというようなこと、例えば、鎌倉の保健福祉事務所では、非常に先進的に取り組んできていてという実績がございます。

鈴木（ひ）委員

本当に、この委員会で毎回言っていますけれども、ここで言葉のやりとりだけで終わってしまっていないんですか。実際のところに入っていきますけれども、ここで話をしていることは、県民の方々の現場で理解できるようなことなのか、私は本当に心配しているんです。

まず最初に、具体のところに入りますが、たばこ対策担当課長が、9月定例会、自民党さんが過料について質問したときに、「例えば、通報のときの体制ですとか、過料のかけ方とか、実はまだ少し詰めていないところがございます。こういった部分につきましては、議案を出させていただく際には、きちっとお示しをさせていただきたいとは考えているところでございます」と答弁している。議案が出てきますが、過料をどのようにかけるかなんて、具体的なものなんて、もらっていない。この答弁はうそだったということですか。

今言っているのは、何も因縁をかけているのではなくて、あなた方が、さっきから言っているように、たばこが良いのか悪いのかみたいなものに持っていったらば危険ですよと、私は言っているんです。過料ということについてお聞きしましょう。夜に通報が来たら、どうするのか。

健康増進課長

この条例自体が、まず罰則をかけるということが目的ではないということが大前提ですけれども、そうした情報を入手して、担当の者につなげるというような格好で、そうしたことの集積で、反復性だとか、継続性だとかを考えてみまして、そういうところに、いずれにしましても罰則をかけるには、現場を押さえなければいけないので、そういう格好の対応になっております。

鈴木（ひ）委員

何が言いたいのか分からない。真夜中の12時でも、庁内に、そういうコールセンターがあるわけですか。よく考えてみたら、昼間よりも夜の方がたばこを吸うという機会は多い。そうしたら、夜、だれかがここにいななければならない。そのコールをだれがとって、そこにだれが行くのか、明確にしてほしい。頭の中で全然整理ができない。あなた方は、これを出すと言ったんだ。1月20日のときにも言いましたが、空っぽで何も無いものを、いつまでこうやっているんですか。また同じことではないですか。この半年間くらい何も変わっていない。夜だったらどうするんですかということについてはどうなんですか。

保健福祉総務課長

休日夜間に通報等があった場合でございますけれども、本庁それから保健福祉事務所では、通報の電話の受付は警備員になります。したがって、警備員が通報者に事情を聞いて、職員に連絡します。

鈴木（ひ）委員

そのたばこを吸った人は、そんなことやっていたら、いなくなってしまう。だから、常識で考えて、私が言っていること、私が聞いていることは、当たり前のことです。この委員会の中で、あなた方は高い税金を払って答えて、私も質問している。今のようふざけた答弁が出ているんだったら、こんな条例できないということですよ。そもそも、よく考えてください。何十人、何百人がいなければならないものが、22年4月に施行なんだ。ということは、今年の予算に何らかのものが入っているのか、入っていないんだろう。そうであるならば、何でこんな無駄使いをして、お金を使いながら、こんな委員会をいつまでもやっているんだ。今までに1億円も使っている。僕も言われたけれども、私は県民から選ばれて、税金でここで暮らしている人間だから、一生懸命、皆さん方に早く出してくれよと、どんな形なんだと、通報はどんな形にするのか、毎回言ってきたではないですか、1月20日も。そういうことで、この議論をしてたんだよ。たばこ対策担当課長が言っていることは、議案とともに出てきますと、何だったら、出てくるまでここで止めてもいいんだ。だって、この議論、絶対おかしくないと思う。だけれども、そうではなくて、私は、一つ二つだったけれども、これよりもっと重たい問題がありますよ。今言いましたが、24時間やらないんなら、何時から何時までと、ここに明確に書きなさいよ。そういう

うイロハみたいなのを、この段階になって、私たちに言わせるのかと言っているのです。何でこんなに怒っているかって、今までどれだけの時間を使ってきたんですか。私は、ここで同じことばかり質問しています。何でこんな当たり前のことが決まらないんだろうか。

保健福祉部長

先生の御認識と私どもの認識の最大の違いは、この条例は受動喫煙を防止するための、言ってみれば、ルールづくりをするための条例であって、違反者を取り締まる条例ではないということを御理解いただきたいと思います。

それはなぜかというならば、受動喫煙の防止というのは、皆さんがきちんと守っていただけるならば、それは防げるんです。その防ぐための仕組みを、こういう形で実効性ある仕組みとしてつくったものですから、夜中に行き、それを取り締まることが目的ではありません。したがって、昼間において、そういった受動喫煙の防げない状態があるのであれば、それをきちっと指導する。そういう中では、まずはきちんとそれを理解してもらおう。これが大事なことであって、例えば、人が行って取り締まることによって、それを防ぐということについては、私ども本意ではございません。したがって、それをするために、まずは、この条例の周知をするんだといったことが大事な姿ですから、そこに来年度については予算を頂いて周知をしていこうと思ってございます。その上で、その周知いかんによって、果たして皆さん方がどこまで理解するか、このいかんによって、初めてこれが実現するかどうかが決まるものだと、このように理解してございますので、それだけをもって言ったときには、ちょっとそれは大きな誤りに陥ると思ってございますので、そのところは、そのように理解してございません。

鈴木（ひ）委員

今の一言忘れないでくださいよ。今これから質問するから、部長答えてください。

では、喫煙区域に高校生が入っていた。たばこを吸っていた。どうしますか。この問題は二つある。一つは、この受動喫煙の問題以外に、未成年者がたばこを吸っているという問題で罰則になるということです。何なのかと言ったら、そもそも未成年者はたばこを吸ってはいけない。未成年者喫煙禁止法があって、そもそもが、この問題は過料の2,000円を払う前に、たばこを販売した人、そしてなおかつ、たばこを吸わせた親、これに対する罰則があります。今の部長の話ならば、だれしもがみんな、それで当たり前になってくれればいいんだというなら、当たり前でやっていないから、健康増進課長が、わざわざ保健所の所長が行って、高校で禁煙について講演するんでしょう。それだって、本来ならば、やらなければならないことをやらないからだというのも、それでさえあなた方は指導しているではないですか。そんなむちゃくちゃなことを言うんだったら、みんなそもそもが罰則を犯すなんていうのは一杯あります。それを取り締まるという中に過料があって、今ここにあるように、未成年者喫煙禁止法があって、これも科料です。さっき課長が言っていた

けれども、「過料」という字が違います。何々科の「科」ですよ。これも1,000円から1万円くらいまでですか、もしその人が、例えばですよ、高校生で吸っていたと、通報があって行った。その人は高校生だった。そうしたら、あなた方は行政マンとして、これを全部、警察に通報しなければならないということです。そういうことをあなた方はここでやろうとしているから、こういうようなことを含めて、私は言っているんです。喫煙区域で吸っている未成年者という人は、今、部長が言ったような取締りだけじゃなくなってしまう。そういう理論がすっとん抜けていったならば、これは未成年者の喫煙禁止法というのは刑事罰です。それとこれとの兼ね合いはどうするんだというのは、どちらとるのか。過料なんですか、それとも罰なんですかという話になるでしょう。

保健福祉部副部長

実体的にそういった状況に至れば、未成年者喫煙禁止法に該当することもあるかと思いますが、実際の世の中で、常習性があるかというようなことも勘案しながら、最後の手段としての刑罰なり科料というものがあると思っておりますので、そういった形になろうかと思っております。

鈴木（ひ）委員

そんなことを聞いているのではない。さっきも言ったが、三つやらなければならないことに、未成年者に対する教育がある。見付けたらば、すぐに学校などに通報しなければならない。それが先でしょう。そう思わないのか。刑事罰とか何とかでじゃなくてもいいんですよ。でも、吸っていけない者が吸っているのであれば、学校などに、すぐその場で通報するという指導をしなければおかしいでしょう。

吸ってはいけない、そもそも禁煙区域で吸っていたとかということではなくて、たばこを吸っている者を見付けるという作業も、ここの中に入ってきます。高校生とか中学生とか、要するに吸っている人は一杯います。そういう状況下の中で、禁煙区域という中で吸っていた場合には、学校への通報、それと警察への通報を少なくともあなた方、公務員がこれをやるのであるならば、最低限、これをやらなければならないのは、あなた方の、ある意味では公務員の使命ではないのか。

保健福祉部副部長

公務員でありますので、法令遵守義務があるわけでございまして、通報というのは法令の遵守の中に入っているわけではございませんで、つまり、法を犯している方がいらっしゃることをとらえて通報しなければならないかどうか、それはまたそれぞれの個人の判断になろうと思います。公務員自身が法律を犯してはいけない、これは当然のこととしてあるわけでございますけれども、やはり一般的な、社会的な今の状況で考えれば、1本吸っている見ず知らずの高校生がいた。それをすべて警察にということは、それぞれの御判断、価値観の問題かと思っております。

鈴木（ひ）委員

だったら、こんな過料を、なんで、こんなに時間をかけてやらなければいけないのか。そんなにあなた方が守るべき問題だったら、普及啓発をしてこなかったのがいけないんだったら、普及啓発から先にやればいいのかではないか。

保健福祉部副部長

普及啓発といいますのは、たばこ対策は一般的に、禁煙の促進と、それから防煙ということで、未成年の方がたばこを吸うのをやめる、それから受動喫煙防止と、3本でやっているわけでございます。やり方としましては、人間が考える知恵というのは、ある程度同質なものがございまして、やはり同じような形で普及啓発、学校に対する働き掛け、親に対する働き掛け、これについては知恵を絞ってやっているのが現状でございます。これは全国各地そうだと思います。ただ、ボリュームとか力の入れ方、それからどういった市民を巻き込むかと、こういった点が、それぞれの、例えば、行政機関の熱意といいますか、意欲といいますか、そういった部分の中で、ボリューム、質、そういったところに違いが出てくるかと思っております。

鈴木（ひ）委員

今までの言ったことが何だか分かりますか。だから、あなた方は現場のことを全然知らないと言っているんです。教育委員会などと、どのようなお話し合いをしているんですか。

保健福祉部副部長

学習指導要領の中には、やはり小学校、中学校の中の一定の学年で、必ずやらなければいけない禁煙教育があるわけございまして、その中で使える教材といいますか、パンフレット等を配布するなどして、それぞれ保健体育課、教育委員会が働き掛けをしながら、やはり有効な資料の活用方策として、こういった場面に使ってくれというような形は、教育委員会と実務的にお話をさせていただいているものと考えております。

鈴木（ひ）委員

そんなこと聞いていないんです。だから、あなたが、こういうことも起こりますよと、教育委員会の方に、こういう話をされたのかと聞いているんです。今、私がお話ししたように、未成年の教育という中で、先ほど健康増進課長が、各保健所の所長さんが喫煙は怖いんですよということを話しに行く。それと同時に、神奈川県としては、どうぞこれからたばこGメンという方が行くから、そういうときには、過料というよりも通報がありますよというようなこと、あり得ることということ、教育委員会等と話し合っておかなければいけないではないですか。私の言っていることは違いますか。

保健福祉部副部長

たばこGメンというお話がございましたけれども、私どもの方は、現行の職員と、それにプラスアルファした30名の体制でやっていくわけございまして、Gメンといいますのは、監視員という形で監視をするようなイメージが強うございますけれども、先ほど部長から申しあげましたように、この条例は監視をして、そういった取締りをするといったことではなくて、最後の手段として過料というものがあるわけございまして、その間には、やはり普及啓発をして、自発的にやめていただく、あるいは自発的に注意をしていただく、こういったような社会をつくっていきたいと、こういうことがまず重要でございますので、そちらの方へ傾注していきたいということでございます。

鈴木（ひ）委員

言葉の遊びはやめて、今、副部長に聞いたのは、こういうことも教育委員会と話し合っておかなければいけないのではないですか。通報とか、その部分を話したんですか。

保健福祉部副部長

未成年のたばこというのは大事な課題でございますので、高校までの教育を所管している教育委員会の方に対しましては、今の段階ではどういう話をしたか承知をしておりますけれども、今後そういった話を伝えてまいりたいと思っております。

鈴木（ひ）委員

そんなことはないのではないのか。だって、僕は、これはさっきから言っているように、あなた方がここで完ぺきにして持ってくると言って、今ちょっと聞き捨てならない言葉があったが、この30人でやっていくんですね。この方たちが神奈川県内全部を一生懸命回ってやる、要するに来年度に新たにマンパワーコストとかというのがあるわけではなくて、この30名の方々が県域をずっと歩きながら、そうやって取り調べをしていくわけだ。

保健福祉部副部長

活動のイメージが、若干、委員とは違ってございまして、30名は当然、たばこ対策といいますか、受動喫煙防止対策に取り組みますが、すべてがすべて回って監視をするといった要員ではございまして、どちらかと言いますと、受動喫煙防止条例は、やはり繰り返しになりますが、趣旨を県民の方に理解していただきまして、自らやめていただく。それから、施設管理者については、自らそういった形で注意をしていただくということが主眼になりますので、そちらの方をやっていただき、なおかつ、それでもなおかつ、守っていただけない状況がある場合には、この職員

が出向いて注意をするなり、最終的には過料という方法も担保としてあるといった構造になってございます。

鈴木（ひ）委員

確認しますが、この30名で、この条例の施行をするわけですね。実際に動いているわけですね。明確にしてください。

保健福祉総務課長

執行体制の関係でございますけれども、本庁につきましては、先ほどもお話しさせていただきまたように、たばこ対策室を設置いたしまして、そちらの方には20名の体制で普及啓発等に取り組んでいくという形になります。

それから各保健福祉事務所でございますけれども、こちらの方につきましては、先ほど1名というお話をさせていただきましたけれども、この1名のみということではなくて、保健福祉事務所におきましては、これまでも禁煙サポート事業だとか、それから食品衛生の関係でも、いろいろな飲食店とかを回りまして、保健衛生関係の仕事をしておりますので、そういった今までのノウハウなどもございますので、そういった部分をお手伝いいただくというような形の中で、プロジェクトチームをつくって、そういった形の中で推進していくことを考えさせていただいております。

鈴木（ひ）委員

ということは、結局、実際の施行にかかわる、ある意味でGメンとか言うてはいけないのかもしれないかもしれませんが、こういう立入りをしながらやられる方たちというのは、繰り返しますが、来年度は30名の体制でやられるんですか。

保健福祉総務課長

30名の体制でございますけれども、これは平成21年度の体制というようなことでもございまして、来年度、平成21年度は公布から施行まで1年ございますので、その間に条例の周知、それから県民への受動喫煙防止に係る普及啓発の関係をやらさせていただくということでございまして、それ以外に、保健福祉事務所につきましては、非常勤も20名の配置をさせていただきたいと考えてございます。

鈴木（ひ）委員

私はここで、もう一度考え直さなければいけないと思ったのは、結局は、具体的なことというのは、そんなにまだ決まっていない、特に過料ということについて、今般この条例が出てくるときに付いていなかったという理由は、よく分かりました。こういう状況で、私が本当に半年間、一生懸命、皆さん方にとにかく出してほしいと、それを県民の皆様方に出さなければ、これに対する認知度や、またいろいろな御意見というのは上がってこないだろうということを何回も何回も言って、そして経済とまた健康の問題等々も質問させていただきました。けれども、私はすごく残

念でならないのは、何かあれば、それはこういうようなことだから、理念なり何なりで、またその方の責務においてやるんですよと言う。要は具体的なものに入っていくと、必ず何かお話で逃げられる。だって、現実そこにたばこを吸っている人がいた。そうしたら、どうしなくてはいけないんだということを県民に知らせない限り、この条例は書いてあるんだから、語らなくてはならないのではないですか。吸った人には2,000円なんです。そう書いてあったら、どんな人で、だれがそれとということが出てくるのは当たり前ではないですかと私は言っているんです。それをしなければ、僕がさっきから言っているように、たばこが良い悪いという論議で、ずっと今まで来ている。ここにあるように、2,000円という過料が出て、私のところに、もう10本以上の電話が来ています。何で2,000円なんだろう、どうやってこの2,000円がとられるんだ、施設管理者は何をしななければならないのか等々、一杯来ました。それが新聞に踊っただけで、それだけの反響があるということは、今までのような受動喫煙を知っていましたか、たばこは悪いですかではなくて、いっそのこと、過料の取り方等々も含めて、こんなふうになりますけれども、御意見を言ったならば、もっともっと世論は盛り上がったと思うんです。

この未成年者に対する問題、これ以外に、もう一つは神奈川県のパチンコ店には18歳未満はオーケーだけれども、入れなくなりますよ、こういうことも一つの大きな大きな世論の注目するところですよ。こういうものを避けて、これをどんとやっていったときの混乱は、このままいってしまうと大変なものがあるだろう。だから、私は心を鬼にして、このように言っているんです。僕はたばこを吸わないし、なおかつ別に、失礼ですが、いろいろな業界の方はあまり存じ上げません。けれども、私は一県民として、これを見たときに、そういう素朴な疑問に答えられることが、このスペースの中で語られていなかったらおかしいでしょう。それが私は、さっき言ったが、湯河原などで実際にこういう問題があります。そこになかなか皆様方のところに、これを入れてもらえない。それは条例施行してから、また順次、普及させていきますとかという問題の前に、これこれこういう問題がありますよと、多くの方が質問をし、それを投げ掛けている。それが県民に守ってもらわなければならないんですとか、そういうふうになっていったならば、これによって900万県民の方々が、全部それなりの縛りを受けるわけでございます。その縛りということについて、人間が一番敏感になるじゃないですか。だからしつこく聞いているんです。

今申し上げた問題になっている未成年者の喫煙問題についても、実際に見ていて見ぬふりを絶対にはいけない。そういう神奈川県にしなければいけないんだっただならば、それは教育委員会等にも、しっかりと話しておかなければならないのではないですか。そういうことのやりとりをしてくれなければ、私は、条例そのもの自体に単なるけちを付けているのではなくて、毎回、私は一貫して変わりません、これを施行するときの、どんなものが必要なんだということを言っているつもりなんです。そこをまず御理解いただきたいと思うんです。

もう1点は、これを見ていて、これも先ほど福田委員がお分かりになるとおっしゃっていたけれども、正直言って、まだ分煙が分からないんです。どうやってやっ

たらいいのか。例えば、この中で出ているところで、すごく皆様のやり方が乱暴だなど思ったのは、20ページの他法令上の留意点とあります。この留意点という中で、今まで、このパーテーションをちゃんと入れたらば、この消防設備の緩和措置が受けられなくなるかもしれませんと書いてある。そうすると、では、店をやめろというのかという話になりませんか。消防署の方に聞いたら、耐火構造だった場合には、若干の消防施設において縛りが緩やかみたいで、そこに一枚入れるということになったら、全部変わってしまうんです。そうしたら、あなた方はさりげなくこうやって文章で書いているけれども、私がもし商売やっていたら「おい、死ねというのかよ」と。みんな見てみると、さりげなく、主な消防用設備と書いてある、これは全部検討しなければならないのです。消防署に行って、「はい、あなたバツ」と言われた場合、どうしてくれるのか。また、これを見ていて分からなかったのは、ここに、ふすまとか、障子とか書いてあります。ところが、私の勝手な想像ですが、例えば、築10年くらいになってくると、旅館などに行っても、障子もふすまもだんだんすき間があいてくるのではないですか。そうしたら、受動喫煙になるのではないですか。

これは聞かなければいけないと思ったのは、受動喫煙というのはいけないんでしょう。私は一度、禁煙の方々の会合に出させていただいて、ある学者さんの講演を聞いたときに、車の外で男性がたばこを吸ったと、それでそのまま車の中に入っただけでいいと言ったことなんです。何分かついてから入らないと、全部受動喫煙になるとおっしゃっていた。そうすると、僕は、なるほどなと思ったんだけど、これはロンドンのスモーカー事情という中に載っていたんだけど、入り口にこんなにたばこの吸い殻が一杯落っこちていた。例えば、禁煙の店で、僕がたばこを吸ったとします。よくありますが、消さなければいけないから、吸って、ぱっとやって入ったら、ここにいる人みんなが暴露するということだよ。そうしたら、禁煙する意味はどこにあるのかなと思ったんですけれども、どうですか。

健康増進課長

今のお話ですけれども、やはり肺の中にたばこの煙が残っていて、そのまま入れば受動喫煙の害というのは、起こり得ると考えております。そういう意味で、その先生などは、何回以上か空気のやりとりをして、それから入りなさいとかというようなことも言っていることは存じ上げております。

ただ、では何回だったら良くなるのかという話になると、またそれはかなり、ちょっとあり得ない話になってくると思っております。それがまず第1点目でございます。

あともう1点、すき間から入ってくる、そこから流れ出るのではないかという、そういう御指摘がございました。基本的にはきちっと閉じていただくことが原則だと思っております。日本の家屋で、すき間があることも十分承知しております。そうした中で、排気を、ある程度していただければ、すき間というのは、そんなに開

口部分というほど大きなものではございませんので、排気をきちっとしていただければ、逆流するという格好にはならないというような考え方でおります。

鈴木（ひ）委員

受動喫煙とうたっているんだったら、それもちゃんと取り締まらなければいけないのではないのか。例えば、何メートルくらいで入るときには、3分間呼吸して出るよとか。そうしなかったら、これはいけない。たばこ枠組条約のガイドラインの中の6項目にこういうのが書いてありますよ。「たばこの煙の暴露に安全レベルはない。また受動喫煙の毒性に閾値があるという考えは棄却されるべきである。なぜなら、そのような観念は科学的証拠により否定されているからである。換気、空気清浄機、喫煙区域の指定（換気系を分離しようとしていまいと）など、100%たばこの煙のない法的環境を実現する以外の解決方法が無効であることは、これまでに繰り返し証明された」と書いてある。

ということは、最初にまた戻りますが、県民の受動喫煙によって健康を凶という中で、こういうもろもろのことというようなものもクリアしないで、ただただ、国民の、県民の健康のためということによって、この条例が成立し、なおかつ今日まで1億円近いお金をかけているという、この現状下を一体どう考えるんだろうと思っているわけです。頂いた分煙に関する基本的な考え方の中で、すごい問題だなと思ったけれども、10ページに空気清浄機の例が書いてあります。空気清浄機は大型に変えたんだと思うんです。というのは、ここに排気機能も備えた空気清浄機と書いてある。なぜかという、今この形の清浄機でみんなこれを吸っています。大半、国会もみんなそう。ところが、そこから排気口を出さないと、これは駄目なんだよ。何でかと言うと、一酸化炭素は逃げないからです。ところが、こんなことは失礼ですが、空気清浄機にしたって、こんなところばかりですよ。この中で出てきている中に、今こういうようなところで、空気清浄機もこれは駄目だと分かった。この分煙の中で、既存のファミレスとか、いろいろなところにある中で、全部パーテーションを上まで上げなければならぬと書いているならば、これは神奈川県だけ、チェーン店というのはどうなるのかなと思った。チェーン店は、そのロケーションをつくって、そのまま、これでやるから、採算、コストを計算してやっているはずですよ。そうすると、例えば、ここに施設管理者とは書いてあっても、これを決めるのは、結局、そこにいる店長さんではないです。チェーン店として、本部として決めるわけです。そうすると、このパーテーションで上げられてしまったら、「え、何だ、これ」って、神奈川県だけ、ファミレスが困らないかと思ったんですけれども、どうですか。

健康増進課長

幾つか質問があったかと思うんですけれども、まず店長が困るという話ですけれども、ある程度、ファミリーレストランで分煙をしているところというのは、上まであるかどうかは別にして、ない場合があるとすれば、そのこのところを何らかの形

で開口部分を狭くするという点に関しては、例えば、そのところにロールカーテンを付けていただくとか、最近では、エアカーテンということで、開口部分を狭くすることによって、先ほど言った開口部分と排気量の関係というのは確保できると考えておりますので、ここで必ずしも大きな投資にはならないと考えております。

鈴木（ひ）委員

だから、僕が聞きたいのは、分煙とは、何なんだろうかと。WHOなどには、100%、全部止めない限り健康には良くないと書いてあります。そうしたら、絶対そんなこと不可能なんではないですかと思うから聞いているんです。先ほどの福田委員から話がありましたが、分かりやすく出るのかと思っていましたが、全然分からない。

健康増進課長

まず、分煙ということについては、当初、基本的な考え方では、分煙という形を認めないで、禁煙でやるべきだという専門家の検討委員会等の意見もございました。そうした中で、パブリック・コメント等を作り、議会での御議論をいただきながら、もう一方では、小規模店だとか、風営法について十分配慮することが必要なのではないかと、経済的な影響もあって、確かに分煙を認めた時点で、分煙というものを導入した時点で、100%という形にはならないという認識ではおります。ただ、目指すものは100%でございますけれども、今回の分煙を認めるという中には、そうした人の吸った空気がそのまま漏れてくるというのは、避けられないことかなという認識でございます。

鈴木（ひ）委員

要するに書いてあることと皆さん方の言っていることというのは、例えば100%でなくてもいいんだったら、では既存のものでいいでしょう。分煙なんか別に、ちゃんとやっているところは。ちゃんとそういうものを分かりやすく出しますと答弁をしている。健康増進課長に聞かなければ、100%でなくてもいいなんていうようなことは、県民は分かりません。

もう一つは、この条例の中の15条ですけれども、施設管理者に対し、受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求めると書いてありますけれども、これはどんな形になるんですか。

保健福祉部副部長

第15条は立入調査等ということになってございまして、施設管理者に対して、取組の状況、例えば、禁煙なり分煙なりを選択するような施設にあっては、分煙というのは、どういう形でされているかということ、あるいは通報があって、非喫煙区域、禁煙の区域に煙が流れ出ているというような苦情が仮に来たとすれば、それはどういった状況で出てきたのかということ調べに入ってみるとか、そのときの分煙をしている、区画を区切っている部屋をどのくらいの程度の仕切りのされ方をさ

れているか、そういったことを調べる、あるいは排気量を求める資料の提出を求めるとか、そういった様々な受動喫煙防止にかかわっていただくといったような報告を求めたり、資料の提出を求めたりということでございます。この際には、場合によっては入ってくれるなどということに対しても立ち合わせてもらいますよという権限を持って入らせていただく、こういうことを定めているものでございます。

鈴木（ひ）委員

今のお話は、私は聞いたから分かるんだけど、この条例を読んだ限りでは、そんなこと分かりません。だって、これは知事が、全部一律に飲食店から、例えば100平米以上の人から取ると思ってしまうではないですか。なおかつ、この方に対しては、違う意味での2万円の過料も将来的には発生します。今、お話をずっとさせていただいた中で、一つには分煙というのは100%でなくてもいいんだと。では、それはどうしたらいいんだということは、この中で私には、まだちょっと見えません。2,000円の過料を取られるのも、そもそもはそういうようなことを目指したのではないから、それは2,000円と言っても、まだどういう形でやるのか、正直言って分かりません。こういうものになっていったときというのは、私は、そもそもは、このようになるだろうと思っていました。何でなのかと言うと、一時期、この条例そのもの自体が神奈川県公共的施設における禁煙条例でした。禁煙条例だった場合には、これはすばっと切れます。けれども、受動喫煙となっていったときには、そのカテゴリーから始まって、その枝葉が一杯あるわけです。だから、私はこの中で、一つ一つのこの問題に対して、明確なものを出していただかなければ、この条例は県民は分からないでしょう、納得もない。そういうように私は思うわけです。

今ざっくりお話をさせていただきました。小田原に行く新幹線の中で、喫煙席から出てくる人たちが何度も何度も行き来している。そして、あれとあって、でも体がけむいんです。受動喫煙はこんなものもあるのではないのと、さっき言ったように、繰り返すようだけれども、細かいことで、受動喫煙そのものを防止するとなるんだったら、そういうことも入らなければいけないのではないですか。そうなっていったときに、幅広の議論が起こったときに、どうするのかなという思いがしたところでございます。

是非とも、もう少しまた御検討いただき、是非とも明解な御答弁をいただけるような条例にさせていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。